官報公告

第470回電波監理審議会の意見の聴取について

電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第１項及び第２項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成22年１月26日　　電波監理審議会　主任審理官　伊丹　俊八

1　事案の表示

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）の一部変更案

2　期日　平成22年２月17日（水）午後２時から

3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　伊丹　俊八

5　事案の要旨

⑴　電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア　改正の内容

一　950MHzを超え958MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、免許を要しない無線局とすること。（第６条関係）

二　登録の対象とする無線局について、設備規則第54条第５号に規定する簡易無線局を追加すること。（第16条関係）

三　登録局の無線設備の規格について、設備規則第54条第５号に規定する技術基準を追加すること。（第17条関係）

イ　施行期日

公布の日から施行すること。

⑵　無線設備規則の一部を改正する省令案

ア　改正の内容

一　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）

二　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）

三　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の９関係）

四　950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の14関係）

五　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第54条関係）

六　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の周波数の許容偏差を定めること。（別表第１号関係）

七　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の占有周波数帯幅の許容値を定めること。（別表第２号関係）

八　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。（別表第３号関係）

イ　施行期日等

一　公布の日から施行すること。

二　所要の経過措置を設けること。

⑶　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア　改正の内容

一　952MHzを超え956.４MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備を特定無線設備とすること。

二　その他規定の整備をすること。

イ　施行期日

公布の日から施行すること。

⑷　周波数割当計画の一部変更案

ア　変更の内容

952MHzを超え956.４MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の導入等に伴い、規定の変更を行うこと。

イ　施行期日

公布の日から施行すること。

6　意見の聴取の手続（対象：利害関係者）

この意見の聴取（日本語で行います。）において意見を述べようとする利害関係者は、意見の聴取を能率的に行うため、様式１に必要な事項を記載して電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成22年２月９日（火）（必着）までに、書面により提出してください。

なお、利害関係の内容について、後日、問い合わせをすることがありますので、あらかじめ了解願います。意見の聴取に出席していただくか否かについては、おって通知します。

7　その他

省令案等の入手及び事案の内容について、５の⑴から⑶までに係る部分は総務省総合通信基盤局電波部移動通信課（電話番号03―5253―5896）へ、５の⑷は同部電波政策課（電話番号03―5253―5875）へ、６の意見の聴取の手続については、同局総務課（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。

様式１

第470回電波監理審議会意見の聴取　準備書面

平成　　年　　月　　日

主任審理官

伊丹　俊八　殿

利害関係者

郵便番号、住所、電話番号

氏　　名　　印（又は署名）

代　理　人

郵便番号、住所、電話番号

職　　業

氏　　名　　印（又は署名）

下記のとおり、電波監理審議会の意見の聴取における準備書面を提出します。